

「公的年金等受給者のうち所得税の課税対象となる人には、公的年金支払者（日本年金機構、各共済組合など）から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られてきますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

問 市長室
06・6992・1302

「政治倫理の確立のための守口市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された瀬野憲一市長の資産等報告書が、10月2日(月)から法制文書課で閲覧できます。

市長の資産等報告書の閲覧

問 市長室
06・6992・1302

市は8月17日に、市長および市議会議員として市の発展と市民福祉の向上に多大な功績のあった次の8人の方々を、市有功者として表彰しました。
西端勝樹、杉本悦子、立住雅彦、甲斐礼子、竹嶋修一郎、阪本長三、土江俊幸、嶋田英史(順不同・敬称略)

市有功者表彰

市は8月17日に、市長および市議会議員として市の発展と市民福祉の向上に多大な功績のあった次の8人の方々を、市有功者として表彰しました。

お知らせ



オンライン予約はこちら

10月の市民無料相談

注 祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日でも実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談(弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00~16:30	オンライン(相談日の1週間前の0:00から) 電話(相談日の1週間前の9:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権室 06-6992-1512
	法律相談(司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日 10日・17日・24日(火)	13:00~15:00			
	登記相談(司法書士)	相続・贈与などの登記(1人30分・先着4人)	第2水曜日 11日(水)	13:00~15:00			
	税務相談(税理士)	相続・所得・贈与税など(1人30分・先着6人)	第2金曜日 13日(金)	13:00~16:00			
	行政書士相談(行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 3日(火)	13:00~16:00			
	不動産一般相談(宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 3日(火)	13:00~16:00			
行政	行政相談(行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	第4火曜日 24日(火)	10:00~12:00	前日まで		
	人権相談	人権相談員による相談 人権擁護委員会による相談 人権相談員による電話相談	毎週月・水・金曜日 毎週木曜日 第2・4金曜日 13日・27日(金)	9:00~12:00 13:00~16:00 17:00~20:00	当日直接 当日電話	市役所5階 相談室507	
人権相談	女性のための悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談(1人50分)	第1・2・3・4火曜日 3日・10日・17日・24日(火)	13:00~16:00	オンライン、電話		
	LGBTQ+人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	第2木曜日 12日(木)	17:00~20:00			
	福祉の総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日 第2火曜日 10日(火) 第3火曜日 17日(火) 第4火曜日 24日(火) 第1木曜日 5日・11月2日(木) 第2木曜日 12日(木) 第3木曜日 19日(木)	9:00~17:30 10:00~16:00(各コミュニティセンターの開催日時を除く) 10:00~12:00			
生活	生活不安や仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな困り事など	平日 第2・4日曜日 8日・22日(日)	9:00~17:30 9:00~13:00	電話	市役所6階 暮らしサポートセンター守口	暮らしサポートセンター守口 0800-200-8011
	介護	介護保険について	弁護士による介護保険サービスに関する苦情相談(1人1時間以内)	第2水曜日 11日(水)	15:30~17:30	前日までに電話	市役所1階 市民相談室102
空き家	空き家不動産無料相談会	空き家、不動産に関する困り事など	第4月曜日 23日(月)	10:00~12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本不動産協会大阪支部 06-4250-9191
植物	みどりの相談窓口	植物を育てる上での困り事など	第3木曜日 19日(木)	13:00~16:00	電話	大枝公園	大枝公園 06-6991-8248
進路	進路選択などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など(妊娠中から相談可)	月~土曜日	9:00~17:30	不要	市役所3階 あえる	あえる 06-6995-7833

市では、新築、増改築や取り壊しがあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和6年度の固定資産税の評価額を算定するためのものです。屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

家屋調査を実施中

問 課税課・資産税担当
06・6992・1474

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

固定資産税都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

ご存じですか

支払者へ提出してください。
注 年金収入のみの方は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。
問 課税課・市民税担当
06・6992・1456

補助員証を携帯していますので、提示を求めています。
問 課税課・資産税担当
06・6992・1474

固定資産税減額

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が、3分の1減額されます。
注 減額の対象床面積は100㎡まで、貸家は対象外です。
減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人が、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住していることが条件です。

改修工事の要件

自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く工事費の合計金額が50万円以上で、次の工事に該当するものが減額措置対象です。

- ▽廊下の拡幅
- ▽階段のこう配緩和
- ▽浴室改良
- ▽便所改良
- ▽手すり取り付け
- ▽床の段差解消
- ▽引き戸への取り替え

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 10月22日(日) 9:00~13:00

場 納税課

06-6992-1852~1854

▽床表面の滑り止め化
申請の手続き
改修工事後3カ月以内に、左記の書類と、固定資産税の減額申請書(課税課にあり)を提出してください。
▽納税義務者などの住民票の写し(市内在住者は不要)
▽工事明細書および領収書など
▽次のいずれかのうち該当するもの
① 65歳以上の人が居住していることが確認できるもの(健康保険証などの写し)
② 要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証の写し)
③ 障がい者手帳などの写し
問 課税課・資産税担当
06・6992・1474